

【 軽度者の福祉用具レンタルについて 】

軽度者（要支援1・要支援2・要介護1）が福祉用具をレンタルする場合に、原則借りることができない品目があります。

○要支援1・要支援2・要介護1の方は原則以下の品目をレンタルすることはできません。

- ・ 車いす
- ・ 車いす付属品
- ・ 特殊寝台
- ・ 特殊寝台付属品
- ・ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）*
- ・ 床ずれ防止器具
- ・ 認知症老人徘徊感知器
- ・ 体位変換機

※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については要介護2・3の方についても軽度者に該当し原則レンタルすることはできません。

しかし、状態によってはどうしても福祉用具を使用しないと生活できない方もいます。その場合には一定の条件を満たすことで例外的に福祉用具のレンタルをすることができます。

例外給付が認められるケース

- ① 訪問調査票で、厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査結果に該当しているもの（別紙参照）
- ② ①に該当しない者で、主治医が必要性を認め（Ⅰ状態の変化、Ⅱ急性増悪、Ⅲ医師の禁忌のいずれかに該当）、その後サービス担当者会議でも福祉用具レンタルの必要があると判断された場合（注）

（注）

②のケースの場合では、主治医の必要性の判断・サービス担当者会議での話し合いを経た後で、保険者への届け出が必要な品目があります。

○保険者への届け出が必要な品目

- ・ 特殊寝台
- ・ 特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 認知症徘徊感知機器
- ・ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

<必要書類> ・ 「軽度者に係る福祉用具貸与の確認依頼書」

- ・ 主治医の意見を確認できる書類
- ・ サービス担当者会議の記録

○保険者への届け出の必要のない品目

- ・ 車いす
- ・ 車いす付属品
- ・ 移動用リフト

⇒これらの品目についても主治医が必要性を認めること、その意見をもとにサービス担当者会議を開き、会議の中で福祉用具レンタルの必要性を確認していただくという手続は必ず必要ですのでご注意ください。

